

保険法部会第17回会議 保険法の見直しに関する個別論点の検討（2）に対する意見

保険法部会第17回会議の欠席にあたり、以下の通り意見を提出させていただきますのでご査収ください。

1. 危険に関する告知（A案とB案の検討）について

A案に賛成する。

P.2で整理されているB案の採用に対する指摘事項は、保険制度全体の健全性や契約者間の公平性の確保といった観点から、いずれも妥当な指摘であると考えます。特に、B案の採用によって保険契約者にとって分かりにくい規律が設けられることになれば、保険者と保険契約者間の情報格差を拡大しかねないことから、契約者保護の観点からも極力シンプルな規律とすべきである。

2. 因果関係不存在の場合の特則について

(1)については、現行商法の規律を維持することに賛成し、(2)については、例外を許容することに賛成する。また、因果関係不存在の場合の特則を任意規定とすべきである。

P.3に記載の自動車保険における事例のとおり、例外を許容することによって保険契約者がメリットを享受できる場合もあることから、約款の自由度は担保すべきである。

3. 将来に向かっての契約の解除について

事務局案に賛成する。

なお、P.5中段の（危険に関する告知関係後注）に記載の規律の創設については、「なお検討する」こととされているが、「1 将来に向かっての契約の解除（保険者の免責を伴わない契約の解除）について—2つ目の※①」に記載のとおり、他の保険の告知内容に基づく解除権の是非を検討するためには、実務において保険者が保険契約者・被保険者に告知を求めることが担保される必要があることから、保険者が告知を求めることができることを規律すべきである。

4. 契約解除前に発生した保険事故についての保険者の免責について

事務局案に賛成する。

5. 保険事故発生時（保険金支払時）の規律（重複保険）について

事務局案に賛成する。

なお、2つ目の○の場合には、AはBに対して求償できることでよいと考える。

6. 保険金からの優先的な被害の回復について

「(注4)の(ii)の仕組み」に賛成する。また、その際、P.13~14の(1)、(3)~(7)のいずれも事務局案に賛成し、(2)については範囲の限定を行うべきでないとする。

7. 一部保険について

A案に賛成する。

比例案分主義は分かりやすさの観点からは問題がないとは言えないが、実損填補をデフォルトルールとした場合に、保険料が引き上げられたり、企業火災保険実務から乖離する等の問題があるならば、敢えて現行規定を変更する必要はないものとする。なお、当然ながら任意規定とすべきである。

以上